

令和6年度

高槻市農地等利用最適化推進
施策等に関する意見への回答
【意見及び回答】

令和5年12月22日

高 槻 市

1 都市農業振興施策全般について

農業者を取り巻く環境は、後継者不足や農業用機械等の老朽化により、市の農業施策による支援はあるものの、離農する者や営農を縮小せざるを得ない者が後を絶たない。また、営農を継続しようとする者の中にも、近年の異常気象の影響で、本市の主要な農産物である米を、今後も品質・収量ともに維持し、栽培し続けることができるかどうか、不安を覚えている者は少なくない。そのような状況であるため、近年では耕作がなされず、遊休農地となっている農地も増加傾向にあり、周辺の優良農地への悪影響も懸念される。

農業者が今後も営農を継続していくため、以下に都市農業振興施策全般について意見を取りまとめた。

①農業経営継続のための支援

- (1) 相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。
- (2) 物価高騰に対しての国や大阪府の今後の情勢を踏まえながら検討してまいります。
- (3) 国の施策、動向等を注視した上で、本市農業者の要望や実情に応じた支援について検討してまいります。
- (4) 近年、ガソリン等の危険物を使用した犯罪により多くの尊い命が犠牲になったことを踏まえ、給油取扱所における規制が強化されております。消防本部としても、給油取扱所におけるガソリン等の容器詰替えについては、消防法により定められた取扱いの基準等に基づき、今後も適切に指導してまいります。

②優良な担い手の確保や受託組織への支援

地域の農業者や大阪府等関係機関と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成する他、農業委員会事務局等と連携し就農希望者へ農地の紹介を行い、担い手不足の解消に努めてまいります。また、大阪府や JA 等関係機関をはじめ地域の農業者とともに連携しながら、受託組織への支援など、優良な担い手の確保や育成に向けた施策を展開してまいります。

③農地の適正管理

関係機関と連携を図りながら、引き続き遊休農地の解消及び農地の適正管理の啓発に努めてまいります。

④高温対策品種の開発

大阪府における水稻の産地品種銘柄には「にこまる」や「てんたかく」など、高温耐性を有する品種が既に複数登録されています。高温障害への対応品種の開発状況については、大阪府等を通じて情報収集に努めており、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

⑤農業者と行政の積極的な意見交換

地元農業関係団体や地域との意見交換を行っておりますので、引き続きこれらの機会を通じて、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

都市で農業を営んでいくためには、地域住民の農業への理解がとりわけ必要不可欠である。住民や子どもたちが農業に触れ、また、地域で採れたものを消費することを通じて、農業者と住民の交流を深めていくことが重要である。

以下に地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について意見を取りまとめた。

①学校学習田支援事業

本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけでなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。

令和5年度につきましても、小学校32校で実施させていただきました。

今後も予算確保に努めるとともに、課題解決と事業継続に向けて、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたいと考えております。

頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてまいります。

②学校給食における地産地消の推進

高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。

また、米飯給食の麦との混合による提供については、学校給食摂取基準を踏まえ、バランスよく適切に組み合わせた上、実施してまいります。

高槻産農産物の使用率は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増加を働きかけてまいります。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

農道や農業用水路等の農業の基盤となる施設の整備や適切な維持管理は、農作業の効率化に繋がり、地域の農業を存続させていくために必要不可欠である。また、農業施設の老朽化による機能の低下は、農作業にかかる労力を増大させるだけにとどまらず、農作業上の事故の一因ともなりかねない。

農業者が今後とも営農を継続していくため、以下に、農地保全に向けた農業施設の整備等について意見を取りまとめた。

①農道や農業用水路等の整備及び管理

地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。平常時及び災害時の河川、水路、ため池の点検を引き続き実施してまいります。市が管理している農道や水路につきましては、整備・改良・補修に係る予算を確保するとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

②農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。また、複数年度にわたる事業の実施が可能となっております。また、採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の要件に満たない小規模な事業はそちらをご活用ください。

③農業用水の確保対策

地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。

④小規模農地の集約化事業について

小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

有害鳥獣による農業への影響は、単に農産物の被害のみに留まるものではなく、その対策は多額の資金や労力の投入を余儀なくされ、大きな負担となっている。また、丹精込めて育てた農産物が食い荒らされることは、農業者の耕作意欲を大きく低下させることとなっている。有害鳥獣による被害以外にも、ゴミの投棄等による被害は農空間を取り巻く良好な環境を害するのみならず、怪我や農業用機械の破損といったリスクをも包含している。農業者の耕作意欲を高め、今後も農業を継続していくためには、良好な営農環境が形成されることが不可欠である。

以下に農空間を取り巻く良好な環境の形成について意見を取りまとめた。

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲を低下させないよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

(1)予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(2)有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(3)くくりわな等の使用については、性質と危険性に十分配慮したうえで、猟友会の有害駆除に係る捕獲従事者の使用について研究してまいります。捕獲檻につきましては、地元農業関係団体等と協議し、設置済みの檻の再配置等の有効利用を図っていきます。なお、監視機能付箱わなに関しましては、国と協力して一部の檻で試験運用を行っており、引き続き、調査・研究に取り組みます。アライグマによる被害対策につきましては、捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っております。

(4)わな猟免許の補助につきましては、市が地区の要望に基づき設置している檻の見回り等を安全に行うため、実行組合が必要と認められる方を選定いただき、補助を実施しているもので、銃・網等の一般狩猟の補助につきましては対象としておりませんが、他市事例等も踏まえ研究を行ってまいります。

(5)サルやイノシシ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設

設置事業の活用も併せてご検討ください。

(6)農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの防除対策

ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、圃場ごとに状況が異なることから、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えております。有効な防除対策の指導については、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策

不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

農地へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や地元農業関係団体等での対応をお願いいたします。

④農業用水路等の管理

市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑤農道（道路）の管理

農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

農地に隣接する道路からの雨水・油類の流入とゴミ・砂利等が落下することについては、定期的実施しているパトロールなどで現状把握に努め、問題が生じている箇所については排水改善対策に取り組んでまいります。

⑥ため池の適正な管理

ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて児童生徒に対し、ため池に立ち入らないよう指導してまいります。

地元農業関係団体等が所有する水路・ため池等の安全管理のための施設については、農業

基盤保全事業の活用をご検討ください。ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。また、菱等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。

⑦農業用水の水質保全

農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和5年度現在、市内21地点において定期的に実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。

⑧良好な農空間の維持

開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。

⑨水路の不法占拠について

市が管理する公有水路につきましては、適切な維持管理に努めてまいります。水路の不法占用につきましては、通報に基づき、現地を確認し、境界等の調査の上、所有者に対し、撤去指導等行ってまいります。

<付帯する意見・要望>

①樫田地区における山林や溪流とその付近の保全対策

市が管理する農道や公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。また、大阪府が管理する河川については機能に支障がないよう適切に維持管理を行うよう要望してまいります。地元農業関係団体等の施設である用水確保のための取水施設については、農業基盤保全事業をご活用ください。また、ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、田能地区のため池についても、早期に実施していただくよう要望してまいります。

樫田地区の災害復旧への対応につきましては、これまで大阪府森林組合が実施する「森林災害復旧事業」に本市、国、大阪府が協調支援し、迅速かつ計画的な森林の復旧に向け取

り組んでまいりました。今後も引き続き、関係機関と連携しながら被災森林の復旧をはじめ、新たな災害等へも適切に対応してまいります。

危険渓流の流木対策としましては、大阪府により森林環境税を財源とした、治山ダムを設置に順次取り組まれており、今後も引き続き継続的に行われるよう、要望を行ってまいります。また、流木や道路沿いの倒木につきましては、国や大阪府等と連携して対応してまいります。

②芥川流域の取水堰堤の補修

用水確保のための取水堰堤等については、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用について検討をお願いいたします。

③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大阪府においては、府管理河川の堆積状況調査に基づき、計画的に浚渫が行われているところですが、地域の要望を伝え、引き続き浚渫について適切に維持管理を行うよう要望してまいります。

④今井出水路の浚渫及び川底の補修について

今井出水路につきましては、引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

⑤女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川につきましては、河川管理者である大阪府に対し、地域の要望を伝え、浚渫や草刈り等について適切に維持管理を行うよう要望してまいります。また、関連する公有水路につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

女瀬川の除草につきましては、河川管理者である大阪府の河川除草ほか、堤防道路の管理者である市が道路端の除草を行っております。大阪府への働きかけのほか、市でも適正な堤防道路の維持管理に努めてまいります。

⑥五領地区における河川の浚渫工事

一乗寺川や三五郎川、萩之庄川につきましては、引き続き、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑦排水機場周辺の適正な管理

道鶴・前島地区における排水機場周辺の公有水路につきましては、地元農業関係団体等と協議・調整しながら、引き続き、整備・維持管理を行ってまいります。

⑧五領地区における環境保全

引き続きパトロールで産業廃棄物処理業者等の事業場周辺の状況を確認するとともに、状況に応じて飛散・流出を防止するための必要な措置を講じるよう、事業者に対して廃

棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導を行ってまいります。

農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和5年度現在、五領地区を含む市内21地点において定期的を実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。

三五郎川等、市が管理する公有水路につきましては、関係機関及び団体とともに、必要に応じて現地確認等を実施し、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。イノシシやアライグマ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、引き続き農作物被害の実態把握と防止に努めてまいります。また、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用も併せてご検討ください。なお、アライグマ等による被害対策につきましては、捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っております。

⑨新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

西日本高速道路株式会社としては、油流出防止のため、油水分離槽等を設置・運用されていると伺っております。また、交通事故等による油の流出等により水質汚濁等のおそれもしくは確認された場合は、事象に応じて関係機関と連携し、被害拡大防止のため迅速に対応してまいります。

⑩市道原成合線周辺の営農環境への配慮

不法投棄防止につきましては、不法投棄禁止の警告看板設置やパトロールを実施してまいります。農業用水路等につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑪農業振興地域農用地について

市街化調整区域である三箇牧地区においては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る地域計画の策定が必要となることから、当該計画の策定に当たり、地域における農業の将来のあり方等について行政と地元実行組合と協議の場を設け、意見交換等を行ってまいります。

⑫レンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタ事業の推進

レンゲの里やコスモスロード等については、農業に関する地域住民の理解に資するだけでなく、本市の魅力向上にも大きく寄与していることから、今後も関係機関と連携を図りながら支援してまいります。